令和２年５月５日

（滋賀県内の事業者の皆様）

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（滋賀県知事）三日月　大造

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請（５月７日以降）

本県では、４月２１日に新型コロナウイルス感染症のさらなる対応が必要と判断し、４月２３日から５月６日の間、事業者の皆様に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき休業等を要請しました。

今般、国が令和２年５月３１日まで緊急事態宣言を延長したことを受け、５月７日以降の休業要請等について検討した結果、大阪府や京都府など近隣府県では、未だ厳しい状況が続いており、近隣府県からの流入防止を図りながら、社会経済活動との両立を図る観点から、休業要請等を下記のとおり決定しました。

具体的には、５月１１日以降、徹底した感染拡大防止対策を行うことを前提に段階的に制限を緩和することとし、博物館や文教施設、本県独自に要請を行っている1,000㎡以下の施設を休業要請の対象から外します。それ以外の施設については、５月３１日まで休業要請の対象としますが、本県の感染状況や近隣府県の措置状況を踏まえ、期間内であっても、業種毎に要請対象から外すことを検討します。

事業者の皆様には、感染拡大防止のため、大変厳しい情勢の中、ご協力をいただいているところでありますが、これまでの皆様の努力が無に帰すことがないよう改めてご理解、ご協力を賜りますようお願いします。

記

１　区域　　滋賀県内全域

２　期間　　令和２年５月３１日（日）まで

３　実施内容　５月１０日（日）までは、５月６日（水）までの措置を維持

1. 基本的に休業要請を行わない施設（５月１１日以降）

・文教施設、博物館等

・大学・学習塾等・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

・商業施設（1,000㎡以下）

1. 休業要請を継続する施設（５月１１日以降）

・遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、観光遊覧船

・大学・学習塾等・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

・商業施設（1,000㎡以上）　　　　　　　※詳細は、別添資料をご覧ください。